

入院時食事療養費の標準負担額変更のお知らせ

令和 7 年 4 月 1 日より、厚生労働省の通知に基づき、入院時の食事療養費の標準負担額が以下のとおり改定されます。

変更前(令和 7 年 3 月 31 日まで)	変更後(令和 7 年 4 月 1 日から)
1 食あたり 490 円	1 食あたり 510 円

本改定は、厚生労働省の「中医協通知(通知番号:総-8-1)」に基づくものであり、食事提供の維持・向上を目的としております。

皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和 7 年 4 月 1 日
重症心身障害児施設ときわ呉